

令和7年3月31日までに妊娠・出産されたかたへ

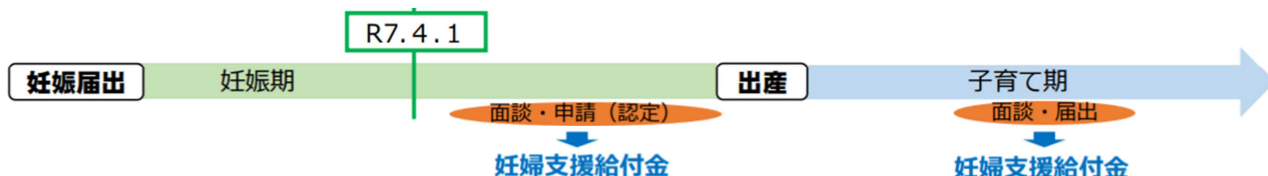
「妊婦のための支援給付」の開始に伴い、「出産・子育て応援給付金」は令和7年3月31日で終了します。令和6年度中に妊娠・出産されたかたで、出産・子育て応援給付金を申請されていない場合は、出産時期等によって手続き方法が変わります。

★令和7年4月1日時点で妊娠中のかた

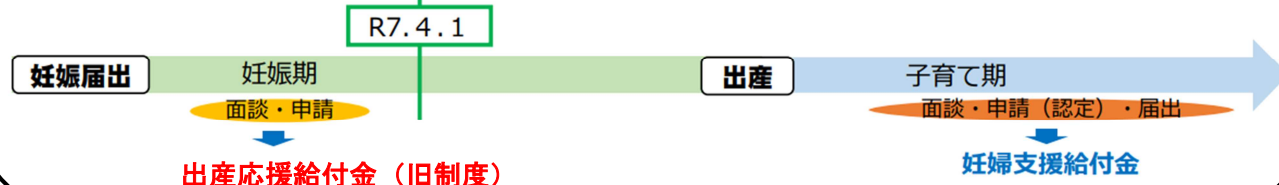
以下のパターンに該当するかたは、「妊婦のための支援給付※1」により支給します。「妊婦給付認定」の申請及び「胎児の数の届出」が必要です。

※1 支給対象：妊婦（出産したかた）のみ

○令和7年3月31日までに妊娠届出をしたが、同日までに「出産応援給付金（旧制度）」の申請をしていないかた ⇒ 「妊婦支援給付金（新制度）」を申請



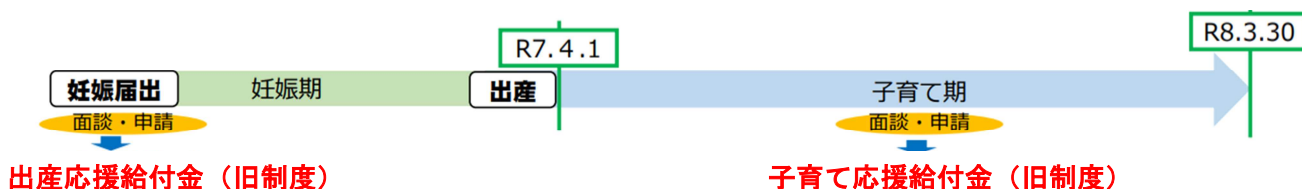
○令和7年3月31日までに「出産応援給付金（旧制度）」を申請済のかた



★令和7年3月31日までに出産したかた

以下のパターンに該当するかたは、旧制度の「子育て応援給付金※2」により支給します。原則生後4か月頃までに申請してください。令和8年3月30日を過ぎると申請できません。

※2 支給対象：養育者（原則母）



<問合せ先>

子ども未来創造局 子どもすこやか室

住所：箕面市西小路4-6-1 市役所別館2階（22番窓口）

TEL：072-724-6768 FAX：072-721-9907